

りに「買ひ取ること」と譯せり。

⑤ 文字消えて明らかならざれども、思ふに「否む」の如き意を有する動詞にして「此の賣買を否まば」とあるべき所なるべし。

⑥ *nisan* は信 (*Glaube*) の意にして今日尙ほチャガタイ語として用ひらる。而してこゝに信といふは此の行の末に記せる巾の形を指したるものか、或は文書面に押捺せる印を指したるものかの何れかに外ならざるべし。もし前者の場合なりとせば以下四人の證人の名の下にはかゝる信記は見えず、後者の場合なりとすれば文書には四個の印影より存せざれば、別に文書中間の缺損せる所になほ一個の印影の存したるものならざる可らざると共に、巾の形は意味なきものと見ざる可らず。然れども印なる言葉に對しては別に *tanya* なる語ありて、*nisan* を用ひたる例なければ、思ふに此等の名の下には第十九行の如き形を記すか或は普通證據の用に供する指頭を押捺して以て信となすが通例なりしなるべく、従がつて「此の信は云々」との書文の形式を生じたりしなるべし。こゝにては書き方は普通の例に據りながら、別に印記を施せるを以て、證人等の指頭もしくは信記は之を略し、たゞ賣主の名の下にのみ之を施せるに外ならざるべし。

(東洋學報第六卷第二號、大正五年五月)